

富山県大気環境計画（改定案）の概要（案）

（新：新規、拡：拡充）

第1章 総論

(1) 背景

一時的に高濃度になることがある光化学オキシダントへの対応、大気汚染防止法の改正による石綿や水銀の規制強化への対応、カーボンニュートラルにも資する取組みの推進など、大気環境行政を取り巻く情勢の変化に対応するため、本県における大気環境保全施策の見直しを行う。

(2) 計画期間及び対象地域

計画期間：令和5年度から12年度までの8年間

対象地域：県内全域

第2章 大気環境の現況及び将来予測

(1) 環境基準等の達成状況

達成	二酸化硫黄(SO ₂)、二酸化窒素(NO ₂)、浮遊粒子状物質(SPM)、一酸化炭素(CO)、微小粒子状物質(PM _{2.5}) 有害大気汚染物質(ベンゼン、トリクロロエチレン等16物質)
未達成	光化学オキシダント(O _x) [全国の達成率：ほぼ0%]

(2) 注意報の発令状況

近年では、平成29年5月に光化学オキシダント注意報を発令

(3) 硫酸化合物及び窒素化合物の排出量

将来の排出量はともに減少する見込み

(4) 石綿(アスベスト)

石綿含有建材を使用した可能性のある建築物の解体棟数は増加する見込み

(5) 揮発性有機化合物(VOC)・・・光化学オキシダントやPM_{2.5}の原因物質

大気への排出量は減少傾向(H28 6,995 t ⇒ R2 6,707 t)

(6) 環境放射線(氷見市のUPZ(緊急時防護措置を準備する区域)内)

志賀原発に起因する環境への影響は認められない。

第3章 主要課題

① 光化学オキシダント対策の推進

⇒ 高濃度になる要因の解明や濃度の予測手法の開発、高濃度時の迅速かつ適切な情報提供等が必要

② 微小粒子状物質(PM_{2.5})対策の推進

⇒ 高濃度時の迅速かつ適切な情報提供、野外焼却防止等の対策が必要

③ 大気環境の改善及びカーボンニュートラル実現に向けた取組みの推進

⇒ 工場・事業場の省エネ、エネルギー転換等、自動車・交通の脱炭素化等の推進が必要

④ 石綿(アスベスト)飛散防止対策の強化【大気汚染防止法の改正を踏まえた対応】

⇒ 資格者等による事前調査やその結果の県等への報告の周知徹底等が必要

⑤ 水銀の大気排出対策の強化【大気汚染防止法の改正を踏まえた対応】

⇒ 廃棄物排出者に対する分別排出の啓発、処理業者に対する体制整備等の監視指導等が必要

⑥ 化学物質管理及び有害大気汚染物質対策の推進

⇒ 化学物質の適正管理や排出削減など、自主的取組みの促進が必要

⑦ 大気環境保全活動の推進及び大気環境に関する情報提供の充実

⇒ 大気環境を身近に感じることができる機会や情報の提供の充実が必要

⑧ 環日本海地域の環境保全及び国際環境協力の推進

⇒ 自治体レベルでの調査研究や国際環境協力の取組みの推進が必要

⑨ 環境放射線モニタリングの実施

⇒ 緊急事態に備え、平常時からUPZ内の環境放射線モニタリングが必要

⑩ デジタル技術の積極的な利活用

⇒ デジタル技術の活用により、環境法令手続きのオンライン化等の推進が必要

第4章 計画目標と施策の方向性

【目標】きれいな大気環境の確保と次世代につなぐよりよい大気環境づくり

＜具体的な目標（令和12年度）の設定＞（全23項目のうち主なもの）

(1) 大気環境の状況の把握及び大気汚染の未然防止

指標	現況	目標
注意報等を30分以内に伝達完了した機関の割合	82%	100%
大気汚染に関する苦情件数(10万人当たり、少ない順位)	全国2位	全国1位

(2) 大気環境の改善及びカーボンニュートラル実現に向けた取組みの推進

指標	現況	目標
ガソリン車の台数(平成25年度比)	▲5.5%(元年度)	▲35%以上
宅配便の再配達率	—	7.0%

(3) 快適な大気環境の実現に向けた体制の整備

指標	現況	目標
「環境楽習室エコ・ラボとやま」の見学・体験者数	500人(2年度)	1,000人
微小粒子状物質(PM _{2.5})濃度(年平均値)の改善度	7.3μg/m ³ (3年度) 全国13位(2年度)	低減させる 全国10位以内

第5章 計画の推進施策

1 大気環境の状況の把握及び大気汚染の未然防止

- (1) 大気環境の監視及び調査
- (2) 規制基準の遵守指導
- (3) 事業者による取組みの促進
- (4) 事故の未然防止対策
- (5) 公害苦情処理及び紛争解決

2 大気環境の改善及びカーボンニュートラル実現に向けた取組みの推進

- (1) 工場・事業場における取組みの推進
- (2) 自動車・交通における取組みの推進
- (3) 家庭における取組みの推進
- (4) 再生可能エネルギーの導入促進
- (5) 情報提供の充実や普及啓発活動
- (6) 県庁の率先行動

3 快適な大気環境の実現に向けた体制の整備

- (1) 大気環境の向上に向けた環境整備
- (2) 大気環境保全に取り組む人づくり
- (3) 快適な大気環境保全のための調査研究の推進
- (4) 国際的な環境問題に対する貢献

＜具体的な施策＞

- ① 光化学オキシダント対策等の推進
(高濃度要因の解析、対策や評価方法の検討、野外焼却防止(PM_{2.5}対策)の啓発・指導等)
- ② 大気汚染緊急時対策の推進
(オキシダント濃度の予測手法の開発、一斉メール配信システムによる緊急時の情報提供等)
- ③ 石綿の飛散防止の徹底のための監視指導
(資格者等による事前調査やその結果の県等への報告の周知徹底、石綿除去等作業の監視指導等)
- ④ 水銀に係る規制基準の遵守指導
(廃棄物排出者に対する分別排出の啓発、処理業者に対する体制整備等の監視指導等)
- 化学物質の適正管理や排出抑制に向けた取組みの促進
- UPZ内の環境放射線モニタリングの実施
- ⑤ 工場・事業場の省エネ等の推進
(工場等の省エネ・再エネ設備等の導入促進、熱利用設備の高効率化・脱炭素化の促進等)
- ⑥ 自動車・交通の省エネ等の推進
(電動車の導入促進、エコドライブの実践促進、公共交通の利用促進、再配達防止等)
- 家庭の省エネ等の推進、再エネの導入促進
- ⑦ ウェブサイト等での情報提供、普及啓発活動
(ウェブサイト等でのわかりやすい情報提供(大気汚染のリアルタイムデータ、大気環境の改善状況、越境大気汚染の情報等)、星空観察会の開催等)
- ⑧ 環境法令手続きのオンライン化、クラウドサービス等の活用等
- 自動車交通の円滑化や里山林の整備等
- ⑨ 「環境楽習室エコ・ラボとやま」等での環境学習の推進
- ⑩ 光化学オキシダントに関する調査研究
- 越境大気汚染(黄砂・酸性雨)のモニタリング
- 国際環境協力の推進
(NEAR環境分科委員会での情報交換、個別プロジェクト(人材育成等)の実施、中国遼寧省との情報交換等)

第6章 計画の推進体制

県民・民間団体等、事業者、行政が互いに連携協力しつつ、それぞれが主体的・自発的に取組みを実施

【推進体制】 「環境とやま県民会議」や「エコドライブとやま推進協議会」等で意見・情報交換を行い、施策を推進

【進行管理】 施策の進捗状況や目標の達成状況、県民の大気環境に関する満足度等を定期的に確認し、環境白書等により公表